

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
1	-	-	-	-	要求水準書	本質問及び意見書への回答は、入札公告においても有効であり、入札公告時に公表される要求水準書の記述が要求水準書(案)と同じである場合、本質問及び意見書への回答と同様の解釈が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表される要求水準書の記述が要求水準書(案)と同じである場合はお見込みのとおりです。
2	4	第1章	第3節	第7項	敷地周辺設備 2. 用水	「プラント用水受水槽から静岡大学の受水槽までの給水」とありますが、静岡大学への井水の送水は、既設井戸から直接ではなく、工場内のプラント用水受水槽を経由するものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、送水に要する設備の設置スペース等を工場内に見込む必要があるかご教示願います。	静岡大学への送水に関して、必ずしもプラント受水槽を経由する必要はありません。仮にプラント受水槽を経由する場合は、送水に要する機器の設置スペースを必要としますが、その詳細は実施設計によるものとします。
3	4	第1章	第3節	第7項	敷地周辺設備 2. 用水	「井水を使用する場合は、既設の井戸から引き込みも可能とし、クリーンセンター整備・運営事業に必要な工事、維持管理費用等の負担は事業者とする」とありますが、井水を使用しない場合、既設井戸の一次側(クリーンセンター敷地内)の配管整備は事業者で行い、工事費用の負担は藤枝市殿との理解でよろしいでしょうか。	クリーンセンター敷地内の既設井戸配管整備は静岡大学又は藤枝市が別途工事として行いますが、クリーンセンター工事において移設に必要な管路等の仮設や撤去については事業者負担となります。実施設計において工事調整を行う予定です。
4	6	第1章	第4節	第1項	処理能力 2. 処理対象物 ③可燃残渣	本施設の竣工後、リサイクルセンターは稼働停止する計画としますので、処理対象物としてリサイクルセンターからの可燃残渣はないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	8	第1章	第4節	第7項	主要設備方式 1. 運転方式	「年間稼働日数は、竣工当初の年間計画処理量において280日以上(各炉で280/365を超えること)」とご指示ですが、年間計画処理(59,895t/年)と施設規模(223t/日)から決まる年間稼働日数は269日であり、280日未満となります。 実運転における年間稼働日数は、搬入されるごみ量に応じた最適な運転日数を事業者にて立案し、経済的かつ安定的な処理を実現するため、設備が必要な能力を有していることを前提に、年間稼働日数については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	280日は、ごみ処理施設の計画・設計要領(2017改訂版)(全国都市清掃会議編)に掲載の計算式に基づくものです。 $59,895 \div 365 \div (280/365) \div 0.96 = 222.85t$ となります。年間稼働日数の変更は認めます。
6	9	第1章	第4節	第7項	主要設備方式 2. 設備方式 ⑦給水設備	洗車用水について、「再利用水および上水」とありますが、基本的には再利用水を使用し、上水は再利用水が不足する際の補給水との認識でよろしいでしょうか。	洗車用水における再利用水ならびに上水の利用方法は事業者の提案によるものとします。
7	11	第1章	第5節	第1項	2. 処理対象物 年間計画処理量 表3 年間計画処理量	資源ごみ処理施設の必要スペース等を検討するため、「⑤一般持込み」の各項目(アルミ缶、鉄缶、鉄類等)それぞれの年間計画処理量をご教示願います。	入札公告時においてリサイクルセンターの令和元年度実績を公表しますので、当該資料に基づき提案願います。
8	11	第1章	第5節	第2項	搬入出車 両と収集 形態および貯留方式	一般持込みの必要スペース等を検討するため、現施設「リサイクルセンター」における、一般持込み車台数、収集車台数、資源化業者台数の内訳をご教示願います。	No.7に同じ。
9	12	第1章	第5節	第2項	表4 搬入出車両と収集形態および貯留方法	「蛍光灯・電球」、「その他の色のびん」、「乾電池」の搬出車両は、表中の①～④と一般持込み(表中の⑤)で異なります。これらは同じ種類の資源ごみであっても、別の搬出車に積込むのでしょうか。それとも種類ごとに同じ搬出車に積込むのでしょうか。	種類ごとに同じ搬出車に積み込むものとします。
10	12	第1章	第5節	第3項	受入時間	受入時間について、祝日を除くとの記載がありますが、要求水準書(案)p.194表15本施設の受付時間においては、祝日も受付日とされています。いずれが正かご教示願います。	受付における祝日の扱いは、次のとおりです。 ただし、4連休の場合、いずれか1日をすべてを対象とした受付日とします。 <許可業者、一般持込>: 休み <委託>: 受付日
11	13	第1章	第6節	第1項	公害防止基準(保証値) 1. 排ガス(1炉あたり) 表5 排ガス保証値(煙突出口)	注記において「1時間平均値」と記載されておりますが、ダイオキシン類、および水銀については法令に基づいたバッチ測定の数値が保証値であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。測定に要する時間から1時間値を求めるものとします。
12	16	第1章	第6節	第2項	環境保全	「事業者は本施設の設計・施工および運営にあたり環境影響評価書(前提計画条件も含む)を遵守する」とありますが、環境影響評価書における機器配置については配置案が示されたものであり、煙突位置等の配置制限はないものとの理解でよろしいでしょうか。	煙突位置の変更は、環境影響評価の事後調査において影響が認められない範囲で認めます。
13	27	第2章	第1節	第1項	設計・施工を行う施設 6. その他	「倉庫」とありますが、必要な面積を管理棟または工場棟内に確保していれば、独立した倉庫は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	38	第2章	第1節	第4項 3(12)	工事条件	「⑱事業地内の竹林等の隣地に影響を及ぼす植物については除去または対策を行うとともに必要に応じて排除面の安定化対策を行う」とありますが、事業地内において、当該内容が懸念される箇所・範囲が現時点で特定されているのであれば、ご提示いただくことは可能でしょうか。	隣接地の敷地境界付近(主に東側)となります。入札公告時に実施する現場説明会において確認が可能です。
15	47	第2章	第1節	第8項	性能保証 1. 保証事項 表10 引渡性能試験の項目と方法	焼却灰の熱灼減量について、測定場所が焼却主灰搬出装置出口または出口付近となっており、ここでは湿灰の状態であるため結晶水等の影響で灰中の未燃分由来の熱灼減量が正しく測定できない可能性があります。サンプリング場所は、乾灰を採取できる位置となるよう、実施設計時に協議の上決定するものとさせていただけないでしょうか。	本提案を拝受します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
16	53	第2章	第1節	第12項	正式引渡し	工場棟のうち部分引き渡しの範囲については、事業者の工事工程等をもとに、可能な範囲で定めるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。部分引き渡しとするか、仮使用とするかは、実施設計において決定するものとします。
17	54	第2章	第2節	第1項	各設備共通事項 1. 歩廊・階段・点検床等	階段の傾斜角について、「主要通路 45°以下」とされていますが、同頁の設計基準⑦においては「主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して45°以下」とされていることから、当記述についても「原則として45°以下」と読み替えてよろしいでしょうか。	実施設計において、45°が確保できない場合に協議し決定するものとします。
18	57	第2章	第2節	第1項	各設備共通事項 5. 機器構成⑨	68頁「可燃性粗大ごみ破砕機」特記事項⑦を考慮しての記述と推察しますが、本記述は回転式破砕機に設置される爆風放散塔を想起させ、切断式破砕機にはそぐわないと思われまます。爆発に対する具体的な対策については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)では、破砕方式を指定していないため、他の破砕方式を考慮し表記しております。剪断式破砕機を導入される場合は、当該設備に見合った安全対策をご提案ください。
19	57	第2章	第2節	第1項	各設備共通事項 6. 地震対策①	炉体鉄骨も含め、プラント機器支持架構の耐震設計については、「火力発電所の耐震設計規定に従う」としていただけないでしょうか。東日本大震災の際にも、本規定に従って設計・建設した弊社ごみ焼却施設において、炉体支持架構の大きな損傷はみられておりません。	火力発電所の耐震設計規定の設計地震力について、震度法による場合は、静岡県条例に基づく地域別補正係数を使用することとします。また、火力発電所の耐震設計規定を使用することは問題ありませんが、実施設計段階において官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の構造体Ⅱ類相当であることを示す資料を求めることがあります。
20	58	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 1. ごみ計量器	本施設では20tフルトレーラー車・2連結の走行が想定されておりますが、フルトレーラー車を1回で計量することは困難であり、フルトレーラー車での搬出頻度は少ないと考えられることから、2回に分けて計量するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	59	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 1. ごみ計量器 付属機器①	「本装置は、車両ナンバー読取方式、ICカード方式等とし…」とありますが、車両ナンバー読取方式とICカード方式のいずれかで搬入者を識別するとのご指示と考えるので、車両ナンバー読取方式とICカード方式を併用のご指示ではないと理解してよろしいでしょうか。	併用ではなくいずれかの方式で問題ありません。ただし、併用の提案を否定するものではありません。
22	59	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 1. ごみ計量器 特記事項④	ピットタイプは、積載台面を低くできる反面、排水ピットやポンプが必要となるためコストアップとなります。最近ではピットレスタイプでも300mm程度の薄型があり、運用上支障がなく、コストアップ防止を図れるため、ピットタイプのご指定は削除頂けないでしょうか。	一般車両のトラブル防止(スロープを外れる等)の観点からピットタイプとします。
23	60	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 2. プラットホーム 主要項目 ①構造	鉄筋コンクリート造とありますが、1m程度の腰壁をRC造にて設けることを前提に、構造については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を認めます。
24	64	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 5. ごみピット 特記事項②	ダブルピットを採用する場合、貯留ピットについては仕切り壁上端レベル以下を容量として算定するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	68	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 9. 可燃性粗大ごみ破砕機 ②処理対象物最大寸法	処理対象物最大寸法が提示されておりませんが、破砕機の仕様については以下に示す寸法程度と想定してよろしいでしょうか。 刃物開口：幅1500mm×高さ800mm 供給ベッド：幅1500mm×高さ1000mm×長さ3500mm	現在の高柳クリーンセンターの破砕機仕様を提示しますので、これを参考に検討願います。 方式：剪断式破砕機(切断機) 刃物開口寸法：幅1500mm×高さ800mm 供給ベッド寸法：幅1500mm×長さ3500mm×高さ1000mm
26	68	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 9. 可燃性粗大ごみ破砕機 特記事項⑦	記載の特記事項はガスボンベ等の可燃性ガスによる爆発を考慮したものと推察しますが、その場合、頑強な構造にする以外にも、ガスの滞留を防ぐ開放的な構造とするなどの対応策も考えられます。具体的な方策については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No. 18に同じ。
27	71	第2章	第2節	第2項	受入供給設備 1 2. 自動窓拭き装置 特記事項⑥	「容易に清掃作業を行うことが難しい場所」とは、構造上点検歩廊が設けられない箇所を指しているとの解釈でよろしいでしょうか。	構造上点検歩廊が設けられない箇所の他、清掃に際し足場が確保できない場所等が該当します。
28	78	第2章	第2節	第3項	燃焼設備 3. 焼却炉本体 炉体鉄骨 特記事項③	炉体鉄骨も含め、プラント機器支持架構の耐震設計については、「火力発電所の耐震設計規定に従う」としていただけないでしょうか。東日本大震災の際にも、本規定に従って設計・建設した弊社ごみ焼却施設において、炉体支持架構の大きな損傷はみられておりません。	No. 19に同じ。
29	80 104	第2章	第2節	第4項 第6項	燃焼ガス冷却設備 余熱利用設備	「年間を通して基準ごみにおいてエネルギー回収率 19%以上」とありますが、本項は交付金要件を遵守するための記述であり、1炉運転時や夏季の2炉運転時などの運転条件は対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	83	第2章	第2節	第4項	燃焼ガス冷却設備 2. スートブロワ 特記事項③	「自動運転中の緊急引抜が可能な構造とする。」とありますが、これは長抜差型について指すものであり、定置型においては考慮しなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	99 100 102	第2章	第2節	第5項	排ガス処理設備 3. 有害ガス除去装置 HCl、SOx除去装置 NOx除去装置 ダイオキシン類および水銀除去装置 特記事項①	安定稼働を前提に、発生ガス量または入口濃度に余裕を見込むものとしていただけないでしょうか。	本件は、「装置の設計上の排ガス量や対象の有害物質濃度を、燃焼計算書に基づく設計排ガス量や濃度に対して余裕をみた設計とする」ことを意図しております。これは、ごみの特性上、有害物質濃度が一定ではなく、薬剤吹込量などに余裕をもたせる必要があるためです。本プロセス後段にガス量の増加要因(水噴霧等)がなければ、ご質問と同義と考えます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
32	114	第2章	第2節	第8項	灰出し設備 2. 落じんコンベヤ	灰搬出コンベヤと落じんコンベヤについては、必要に応じて兼用としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
33	122	第2章	第2節	第8項	灰出し設備 9. 飛灰排出・処理装置 混練機 特記事項⑤	二酸化炭素対策に十分な換気を確保することを前提に、その換気方法については事業者提案としていただけないでしょうか。	提案を認めます。
34	124	第2章	第2節	第8項	灰出し設備 9. 飛灰排出・処理装置 飛灰処理物ピット	容量について「基準ごみ時の7日分以上」とのご指示ですが、p.121 飛灰貯留タンクの特記事項④において「飛灰処理物ピット（またはバンカ）と合わせ7日分の貯留量を確保すること」のご指示があることから、飛灰処理物ピットにおいては「計画最大排出量の4日分以上」を確保するものと考えてよろしいでしょうか。	飛灰貯留タンクと飛灰処理物ピット（またはバンカ）と合わせ7日分の貯留量が確保できれば良いですので、ご提示の条件も問題ありません。ただし、貯留量は搬出時の車両への積載などを考慮し設定ください。
35	125	第2章	第2節	第8項	灰出し設備 9. 飛灰排出・処理装置 環境集じん装置	良好な作業環境を確保することを前提に、飛灰処理設備の各機器の換気方法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	労働安全衛生規則の作業環境基準を満たすことを条件に提案を認めます。
36	127	第2章	第2節	第9項	給水設備 2. 水槽類仕様	プラント用水受水槽について、「防火用水槽と兼ねることもできる。詳細は消防との協議による」とあり、また「防火用水槽（必要に応じて設置）」とありますが、現時点では事業者にて消防との協議が行えないため、実施設計時に消防との協議により変更が生じた際は、貴組合との協議とする形としていただけないでしょうか。	これまでの御社の納入実績等を考慮しご設定ください。なお、本変更に基づく契約額の見直しは行わないものとします。
37	127	第2章	第2節	第9項	給水設備 2. 水槽類仕様	「13. プラント用水を既設の井水とする場合は、隣接する静岡大学においても使用していることから、静岡大学への給水を含め、井水枯れ及び水質変化への対応、既設井戸の維持補修費等を考慮すること。」とありますが、井水の枯れ保証は困難であるため事業者の所掌範囲外とさせていただけないでしょうか。	井戸が枯れた場合における静岡大学への用水の供給や金額の補償は不要です。ただし、井戸の枯れや水質悪化に起因して、プラント用水に水道水を使用した場合、差分の水道使用料については、提案金額に含まれるものとします（仮に井戸水が枯れて、水道を使用した場合、これに伴い発生する水道料金は、事業者の費用となり組合に請求できません）。
38	128	第2章	第2節	第9項	給水設備 3. ポンプ類仕様 プラント用水揚水ポンプ 機器冷却水ポンプ	本機器は共通系の設備であるため、1基あたりに2炉分の容量を確保したうえで、2炉につき2基（交互運転）とさせていただけないでしょうか。	提案を認めます。
39	129	第2章	第2節	第9項	給水設備 4. 機器冷却水冷却塔 ④外気温度	湿球温度について、「26.5～27.5℃」とありますが、各事業者の設計条件統一のため、本項については27.5℃とさせていただけないでしょうか。	納入する機器メーカーの仕様に相違がある可能性があることから、要求水準書どおりとします。
40	130	第2章	第2節	第10項	排水処理設備 2. ごみピット汚水	「ごみピット汚水の処理は〔炉内噴霧またはごみピット返送〕方式とする」とありますが、ごみピット返送を選択した場合は、ごみ汚水を処理するための炉内水噴霧設備一式はすべて非設置としてもよろしいでしょうか（排水クロード達成のためのプラント排水の炉内水噴霧設備は別途設置）。	提案を認めます。
41	131	第2章	第2節	第10項	排水処理設備 2. ごみピット汚水 ごみピット汚水移送ポンプ	「2基（交互運転）」とありますが、水中ポンプを汚水中に2基常設するとトラブルが生じる恐れがあります。迅速に交換できることを前提に1基は倉庫予備とさせていただけないでしょうか。	水中ポンプとする場合は、提案を認めます。
42	136	第2章	第2節	第11項	電気設備 1. 電気方式 照明電源	「105V」とありますが、この電圧は周波数が50Hzの地域における電圧値であると思われます。周波数が60Hzの地域において一般的な100Vとしていただけないでしょうか。	拝承します。
43	142	第2章	第2節	第11項	電気設備 4. 動力設備 現場制御盤 構成	①～⑥の制御盤が示されていますが、本記載はあくまで例示であり、これらの設備に現場制御盤を設けるかどうかは事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	148	第2章	第2節	第12項	計装制御設備 2. 計装制御計画 自動制御機能	自動燃焼制御の方式は事業者ごとに異なるため、具体的な制御方法については事業者提案としていただけないでしょうか。	拝承します。
45	153	第2章	第2節	第12項 6. ③	データ処理装置	「日報および月報作成用プリンタは中央制御室および事務室に設け、…」とありますが、ここでいう事務室は、運営事業者事務所を示すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	158	第2章	第2節	第13項	雑設備 1 1. 太陽光発電設備 特記事項②	設置個所については新廃棄物処理施設の屋根に限らず、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を認めます。
47	159	第2章	第2節	第14項	資源ごみ処理施設 貯留容量	資源ごみは、②陶器類・ガラス・化粧品のみは、混載なしのパッカー車で搬入され、その他の①蛍光灯・電球、②その他の色のびん、④乾電池は、混載で搬入されると考えてよろしいでしょうか。	その他の①蛍光灯・電球、②その他の色のびん、④乾電池は、かごで搬入されます。なお、搬入荷姿および搬出荷姿は、取引先との契約変更により変更となる可能性がありますので柔軟に対応いたします。
48	163	第2章	第3節	第1項	計画基本事項 2. 施設配置計画 見学者動線	「場内のストックヤードおよび管理棟との連絡」とありますが、本記述はストックヤードを見学対象とすることを意図したものではないと理解してよろしいでしょうか。	ストックヤードを見学対象とするかは、実施設計段階の協議事項とします。
49	167	第2章	第3節	第2項	建築工事 1. 全体計画 通風設備室	騒音発生機械は「必要に応じ個別の屋内に設置する」とされていることから、本項目は例として記載したものであり、通風設備室を設けることは必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。公害防止基準を達成するために必要とされる場合に設置するものです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
50	167	第2章	第3節	第2項	建築工事 1. 全体計画 その他①	「運営事業者が必要となる事務室、更衣室、休憩室、浴室、会議室、控室、工作室、倉庫、危険物貯蔵所および収納庫等を適切な広さで計画する」とありますが、上記の項目はあくまで例であり、運転に必要な機能を有することを前提に部屋の要否は事業者の知見により判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	170	第2章	第3節	第2項 2 (4) 6)	建具(窓) ブラインド	直射日光や西日を遮蔽するとブラインドを設けるとございますが、直射日光の度合いに関係なく、工場棟の外壁に面する管理諸室、見学者通路、廊下や管理棟の外壁に面する諸室(便所、湯沸室、書庫、備品保管室、備品室、災害備蓄倉庫除く)に設置する建具(窓)全てに設置するお考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。	原則として提案によるものとしますが、建築物省エネ法に基づく適合義務を有することを考慮願います。
52	170	第2章	第3節	第2項	建築工事 2. 構造計画 建具	「建屋1階における各搬入および搬出室等を含むすべての室の外壁には、必ず扉、またはシャッターを設ける」とありますが、居室など搬入出を伴わない部屋については、扉・シャッターの設置対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが必要とする避難経路等は確保願います。
53	172	第2章	第3節	第2項 4.	本組合職員関係諸室	PC、コピー機等のリース品が主流の機器は、貴組合にて手配いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりとします。
54	173	第2章	第3節	第2項	建築工事 4. 建築仕様 本組合職員関連諸室 ⑦	「湯沸室は、見学者の動線を極力避けること」とのご指示ですが、見学者からの視線を防ぎたいとの意図であり、見学者通路からの視線を扉にて遮断できる場合は、湯沸室を動線上に設置してもよろしいでしょうか。	実施設計時の協議事項とします。
55	175	第2章	第3節	第2項 4. (2)	表12 管理エリア必要諸室と規模(参考)	災害用備蓄倉庫の備品としてマンホールトイレ6基を用意することとありますが、国土交通省の「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(案)」では50~100人に対し1基程度が適正とされており、本施設の災害備蓄は運転員、事務員、および施設来場者を対象にしていることを踏まえ、適切な個数を事業者にて提案するものとさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。具体的な設置方法については実施設計時の協議事項とします。
56	175	第2章	第3節	第2項 4. (3)	計量棟	計量棟にて貴組合が行う、ごみ料金収受業務を行うにあたり、事業者が用意する什器・備品類としてどのようなものが必要となるか、ご教示願います。	組合が用意するのは、ごみ料金収受業務を行う人員と釣り銭のみです。レジスターや領収証出力用のプリンタ、帳簿作成用OA機器、消耗品等の必要となる機器及び消耗品は事業者にて準備願います。
57	186	第2章	第3節	第5項 3.	防犯警備設備工事	機械警備用の空配管の施工範囲は、夜間無人となる管理棟および計量棟とすることよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	186	第2章	第3節	第5項 3.	その他	貴組合が行う管理エリア内部の機械警備の範囲は、組合事務所と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	191	第3章	第1節	第9項	他施設との調整	処理対象区域内の既存の3施設の機能を集約して本施設を建設することから、「処理対象区域内の他施設と本施設の間で処理対象物搬入量の調整」は、基本的には発生しないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	193	第3章	第3節	第2項	受付管理	「搬入に伴う手数料徴収は組合にて行う」とありますが、受付業務を実施する運営事業者職員と、手数料徴収業務を行う貴組合職員が、同一の計量棟内で勤務すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	199	第3章	第5節	第2項 4)	什器・物品・用役の 調達・管理	貴組合職員関係諸室のうち、貴組合職員が主となって使用するエリア(組合事務所、小会議、湯沸室、更衣室、書庫、物品保管庫)にて使用する什器・部品類、OA機器、TV、冷蔵庫等の維持管理は、貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	205	第3章	第7節	第4項	表18 測定項目および 頻度	焼却灰の熱灼減量について、測定場所が灰バンカまたは灰ビットとなっており、ここでは湿灰の状態であるため結晶水等の影響で灰中の未燃分由来の熱灼減量が正しく測定できない可能性があります。サンプリング場所は、乾灰を採取できる位置となるよう、実施設計時に協議の上決定するものとさせていただきます。	No. 15に同じ。
63	205	第3章	第7節	第4項	表18 測定項目および 頻度	放流水について、測定項目が「浄化槽法によること」、規定頻度が「月1回以上」となっていますが、測定項目と同様に頻度に関しても、浄化槽法に則り、『年1回以上』とさせていただきますでしょうか。	年1回以上とします。
64	205	第3章	第7節	第4項	表18 測定項目および 頻度	焼却主灰及び飛灰処理物の溶出試験については、P. 15表9の項目が対象に定められておりますが、一方、P. 208表19の停止基準の対象となる項目には、表9項目以外に「ポリ塩化ビフェニル」が記載されております。どちらを正とすべきか、ご教示願います。	P. 15表9の項目を正にします(PCBは、燃え殻において金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の項目ではありません。なお、本省令は、平成4年8月31日環水企182号通知に基づき、飛灰処理物に適用されます。)
65	208	第3章	第7節	第4項	表19 要監視基準と 停止基準	水銀の測定方法については、改正大気汚染防止法(水銀大気排出規制)で定められた評価方法に従うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
66	208	第3章	第7節	第4項	表19 要監視基準と停止基準	一酸化炭素における要監視基準について「瞬時値のピークを極力発生させないよう留意」とありますが、p.10「6. 安定燃焼」の項目では「100ppmを超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させないものとする」とあることから、本記載は瞬時値において30ppmを遵守することを意図したのではなく、運転方法の指針を示したものであると理解してよろしいでしょうか。 また、要監視基準値30ppmは、他の項目(窒素酸化物等)と同様に、1時間平均値とさせて頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、要監視基準は、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」 公布日：平成9年1月28日 衛環21号通知に基づくものであることから、4時間平均値とします。
67	213	第3章	第10節	第5項3)	見学者対応支援	説明用パンフレットの補充量について、想定される年間配布部数または年間来場者数についてご教示願います。	増刷分(当初納入品以外)は、組合にて準備します。
68	217	第3章	第12節	第1項	本施設の明け渡しおよび引継条件 2. 運営の引継ぎに関する条件	「また、その計画を実現するために必要な施設の点検・検査、補修、消耗品の取替等を施設の明け渡し60日前までに運営事業者の責任で行った上で第3章第12節第1項1. 4) (1) に示す保証条件を満たすことの確認を行うこと」とありますが、該当する項目(第3章第12節第1項1. 4) (1))が見当たりませんでしたので、本項の「保証条件」についてご教示願います。	「第3章第12節第1項1. (4) ①」が正になりますので訂正します。
69	217	第3章	第12節	第1項	本施設の明け渡しおよび引継条件 2. 運営の引継ぎに関する条件	「業務期間終了時までに処理できなかった廃棄物・排水等についての運営費の減額等の取り扱いについては「第3章第4節第5項 適正処理」の運営費の取扱いに準じる」とありますが、「第3章第4節第5項 適正処理」は運営費の減額についての記述ではないと思われまます。 運営費の減額等の取り扱いについては、入札公告時に公表される契約書(案)にて示されるものとの理解でよろしいでしょうか。	「業務期間終了時までに処理できなかった廃棄物・排水等についての運営費の減額等の取り扱いについては「第3章第4節第5項 適正処理」の運営費の取扱いに準じる。」は削除します。